

家賃の市場主体による段階性減免

今年、防疫と経済社会の発展のため、中央経済工作会議と「政府工作報告書」に従い、「六穩」、「六保」を実施しています。

「六穩」は六つの安定ということで、就職、金融、対外貿易、外資、投資、そして予測を安定させることを指し、「六保」は六つの確保という意味で、具体的には人々の就職、基本的民生、市場主体、食糧とエネルギーの安全、産業チェーンとサプライチェーンの安定、末端の運営を確保することを指します。

国務院は経済を安定させる政策措置として①財政政策、②金融政策、③消費促進のための安定的な投資政策、④食品エネルギー安全保障政策、⑤産業のサプライチェーンの安定化政策の維持、⑥基本的な国民生活を保護する政策として3項目を関係部門に（国発〔2022〕12号）通知しています。

国発〔2022〕12号を受けて住房城郷建設部など関連する8部門は市場主体の建物家賃の段階性減免を推進する業務の通知を（建房〔2022〕50号）公布しています。

建房〔2022〕50号の内容

減免政策の措置

疫病の発生状況のリスクが高い地区に所在する県級行政区内のサービス業の中小零細企業と個人事業主が国有建物を賃貸する場合、2022年は6ヶ月の賃料を免除し、その他の地域では3か月の賃料が免除する。

貸主が賃料を免除する場合、税務部門は地方政府の関連規定に従い当年の房産税、都市土地使用税を減免する。

国有銀行は必要に応じて賃料を免除する貸主に対して必要に応じ優遇利率の動産抵当融資を支持する。

非国有の建物の貸主がサービス業の中小零細企業と個人事業主に対して賃料を減免する場合、上記の優遇措置を同じく享受するほか、更なる優遇政策を与えることを奨励する。

転貸借等を通じ貸出す建物については賃料の減免政策の恩恵が最終的な借主が享受できることを確保するため転貸借等時は賃料より値上げしてはならない。

減免状況の報告

各地の住房城郷建設部門は市場主体の建物質料の段階性減免に関する統計を担当する。

各地の財政、税務部門は房産税、都市土地使用税の減免政策の実施状況の統計を担当する。税制上の優遇措置を享受する企業数、減税金額などを含む

各地の人民銀行、銀保監督部門は優遇金利の貸出し政策の実施状況のデータ収集を担当する。享受する企業数、貸出金額等を含む。

各地の国有建物を管理する住房城郷建設等部門は所管する建物質料減免状況の統計を担当する。減免した賃料金額、享受する市場主体の戸数等を含む。

各地の市場監督管理部門は市場主体の情報共有を強化し関連部門と協力し統計業務を遂行する。

その他

国発 [2022] 12 号には、「欠費不停供」政策も掲げられています。欠費不停供政策は地方人民政府や地方の発展和改革委員会等が公布しており内容も異なりますが、電気、水道、ガス、インターネット等の費用の納付が遅れた場合でも延滞金を免除するという内容になっています。